労務費ダンピング調査について（通知）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が、令和7年12月12日付けで改正され、公共工事の発注者は、適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、入札金額の内訳確認その他必要な措置を講ずることとされました。

これにより、羽曳野市では、改正後の入札契約適正化法第13条第1項に基づく労務費ダンピング調査について、以下のとおり施行することとします。

1. 労務費ダンピング調査の対象者

入札を行う予定価格200万円超えの工事において、落札候補者を対象とします。

2. 労務費ダンピング調査の流れ

落札候補者が提出した内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等（理由書）にてその理由の確認を行います。なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的には契約締結の効力が無効となることはありませんが、発注者は建設Gメンへの通報を行い、建設Gメンからの受注者に調査が行われる場合があります。

3. 適用時期

令和9年4月1日以降に公告する案件から適用します。

【参考】

「資料 労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（抜粋）」

【関係法令抜粋】

＜公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律＞

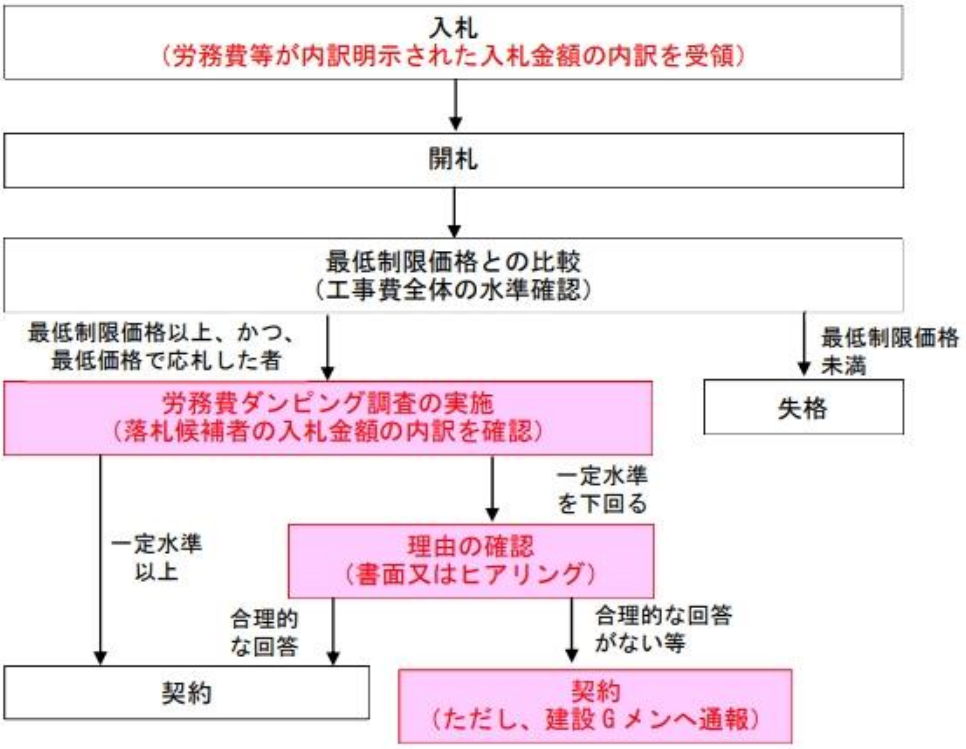
（入札金額の内訳の提出）

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第13条第1項 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

図1　最低制限価格制度の場合



4.「一定水準」の設定

「一定水準」は、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公建連モデルの係数0.97」を活用します。

　一定水準＝当該工事の直接工事費の官積算額×係数